

一般教養科目、兼修・選択制から必修制へ

—東京師範学校の教育課程(明治六年〜一一年)の分析—

小林洋文

一般教養科目の履修—師範型教育課程への試行錯誤期

開校してはば一年後の一八七三年(明治六)半ばから、師範学校の授業内容は、いぜんとして授業法の伝習を主としながらも、選択科目として、小学校の教師として必要な一般教養・専門教養科目も教授されるようになっていく。

一般教養・専門教養科目が選択制ではじめて取り入れられてから一八七八年(明治一)までの五年間に、それらの内容・配列・時間配分・必修化をめぐって試行錯誤がくりかえされ、実に五回も教則(教育課程)が改定されている。

教育課程の編成に暗中摸索するこの時期に、一般教養科目が必修とされ、それを履修してから授業法を習得するという教則のパターンがしだいに成立していったのである。

拙論では、めまぐるしく改定されていくそれぞれの教則の形式と内容構造を分析して、どのような過程を経て師範学校独自の教育課程が形成されていったのかを明らかにしたい。

さて、開校当初の師範学校の授業(こ)はすべて授業法の伝習で占められていたのであるが、それは、第一に、小学校の授業方法の改革がもっとも切実な課題であったことへの応急の処置が必要とされていたこと、第二には、小学教則の内容を教授するのに必要とされる学力については、すでに師範学校入学前の素養で十分間に合うという認識があったことによるものであろう。

しかし、創定された小学教則ののっとなって、新しく翻訳・出版されてくる教科書を用いて、附属小学校の生徒に実際に教えてみると、教師の教養・学力に対するそのような認識ではとうてい不十分であることが、実践的に明らかになってき

たのであろう。授業方法だけ学べばそれで小学校の教師は勤まる、という具合にはいかなかったのである。

小学校の教師に必要なとされる専門教養について、『文部省第一年報』(明治六年)は、次のように述べている。

抑小学ノ教員タルヤ必ス中、学、科ノ大略ヲ通曉セサル可ラス通曉セサルハ授業ノ際或ハ将ニ生徒ノ叩問ニ応スルヲ能ハサラントス(と)

(傍点、引用者)

これは、教師に求められる学力観の変化を示しており、注目すべき指摘である。つまり、小学教則を生徒にわかるように教えるようになるには、小学教則に指示されている小学校用教科書程度の水準内容を学んでいるだけでは不十分で、必ず「中学校ノ大略」に通曉していなければならぬ、と考えられるようになっているのである。

このように、教師の学力に関心が向けられるようになった背景には、師範学校生徒の学力・教養の問題があった。すなわち、「当時の生徒は漢文に於てこそ小学校の教師たるべき学力を有したれ、其の他の諸学科、殊に泰西より新に輸入した科学に関しては、其の素養なく、小学校の各学科を教授し得ないものが多かった」(3)のである。

西洋の近代科学の教授能力を備えるには、従前の教則では即応できない。教則の内容の改訂がどうしても必要とされる状況に至ったのである。

そこで、一八七三年(明治六)六月、教則の改正がなされることになった。

一 一般教養科目の選択コースII余科の新設

——余科・本科制(明治六年五月・六月、七年三月)——

(一) 本科

創立以来、単科制、すなわち授業法を伝習する師範学科があるだけであったが、教則の改正により、師範学科を「本科」と「余科」の二つのコースに分けることにした。

本科は、授業法専修の必修コースで、余科は、本科を学んでなお余力のある者に「更ニ一層高尚ナル課業」(4)を教授する選択制のコースとして設けられた。またこの段階では、あくまで本科が中心学科であった。

本科の教則は、五月に制定された「師範学校校則」(5)の中に収められている。その形式は、前年、開校前に制定された教則と類似しているが、内容的にはさらに一歩具体化されたものになっている。その一部分を示しておこう。

- 一 生徒ヲ上下二等ニ分ツ事
- 一 上等生ハ教師ヨリ小学教則・授業ノ方法ヲ受クヘキ事
- 一 下等生ハ上等生ヨリ業ヲ受クヘキ事
- 一 上等生粗成業ノ後ハ師範学校附属小学ノ生徒ヲ受持ツヘキ事
- 一 新ニ入校スル生徒ハ盡ク之ヲ下等生ト為シ學術進歩ニ由リテ上等生トナスヘキ事

(以下省略、ルビは引用者)

授業法を伝習する本科は、御雇外人教師スコット (O. M. Scott) が引き続き担当していた。この頃、スコットから生徒に伝習された学級「一斉授業法」については、当時出版された以下のような授業法書に詳しく述べられている。土方幸勝著『田中義隆 師範 小学教授法』(明治六年八月)、諸葛信澄著『小学教師必携』(同年十二月)、筑摩県師範学校編『上下小学授業法細記』(明治七年)、金子尚政編『小学授業必携』(明治八年一月)、榎木寛則編『安場正房著 小学授業要論完』(明治八年五月)、山下敬麗編『小学授業法』(不明)、榎木寛則編『師範 改正小学教授法』(明治九年八月)などである。これらの書には、いずれもその序文で、東京師範学校(あるいは附属小学校)で行なわれている授業法を解説したものであることが記されている。なお、『日米文化交流史』第三卷(宗教・教育編)(一九五六年、洋々社)には、スコットがどのような授業法をしていたかが、上記の授業法

書を活用して詳細に述べられている。

(二) 余科

本科で授業法を学んでさらに余力のある者が履修することとされていた余科の教則は、表1(6)のとおりである。

表1

明治六年六月撰定学科(余科)

初等一級	大ロビンソン
算術	モンテース
地理書	
字義論	
初等二級	
代数	ロビンソン エレメンタリー
幾何学	マークス
生理書	カツトルス
本国歴史	
記簿法	ペーソン単記
物理書	スチール

右ラ一ケ年ノ課程トス其間又左ノ諸科ヲ兼習ス

- 一 習字
- 一 学校規則
- 一 教授法
- 一 書法
- 一 作文
- 一 制度法令 但シ本県及太政官
- 上等生ハ必ス初等生ヨリ進ムルモノニシテ則チ初等教科書中ノ諸科ノ書取試験及ヒ物理生理諸科論辯試験ヲ受ルモノナリ
- 一 上等一級
- 一 代数
- 一 生理学
- 一 物理
- 一 記簿法 複記

上等二級	
算術	複習
幾何	三角法 測量
植物学	グレー
地質学	オーレン
文学	
化学	

右ラ一ケ年ノ課程トス其間又初等規則ノ如ク諸科ノ學術ヲ兼習スヘシ此学科々目地理書算術等ノ下ニ原書ノ名ヲ記入スルハ直ニ之ヲ生徒ニ学ハシメシニ非ス当時我邦未タ至当ノ譯書アラサルヲ以テ大畧之ニ該ルヘキ書籍ヲ採用スル為ニ雇教師スコットカ其標準ヲ指示セシ者ナリ

余科の修業年限は二年で、一年目を初等、二年目を上等とし、それぞれをさらに二級に分けて、各級を六ヶ月としている。

余科教則の内容を一括して、当時の文献は「更ニ一層高尚ナル課業」(7)、「普通教育ニ要ナル學術」(8)、あるいは「普通学」(9)などと呼んでいるが、その内容をみてみよう。

初等一級では、算術・地理書・字義論を、初等二級では代数・幾何学・生理書・本国歴史・記簿法・物理書を学ぶことになっている。そして、さらにこの間に、習字・学校規則・教授法・画法・作文・制度法令を兼修する。

初等課程を修了して上等課程に進学を希望する者は、小学校教科書の範囲内における小学教科書取試験、および物理・生理など初等教則中に示されている教科の論弁試験(口頭試問)を受ける。

上等一級では代数・生理学・物理・記簿法、上等二級へ進むと、算術・幾何・植物学・地質学・文学・化学を学ぶことになっている。

各科目の下に記入されている著者名あるいは原書名は、これらをそのまま生徒に学ばせるという訳ではなく、当時の我が国にはまだ適当な翻訳書や教科書がなかったため、スコットが選択の基準を示したものにすぎない。

教則中に掲げられている教科を分野別にみると、算数、自然科学関係が圧倒的に多い。初等の兼修教科を除く初等から上等までの教科数は一九あるが、それを分野別に数えてみると、算数関係(算術・代数・幾何)が六つ(三一・六%)、自然科学関係(地理・生理・物理・植物・地質・化学)が八つ(四二・一%)、その他(字義論・本国歴史・記簿法・文学)が五つ(二六・三%)である。すなわ

ち、一九教科のうち一四教科、全体の七三・七%を算数・自然科学系の教科が占めているのである。記簿法も算数の一分野と考えれば、実に八四・二%にもなる。これは、当時の教師が、一般に算数・自然科学系の教科の教授力量が不足していたために、とりわけその系統の教科の比重を重くしようとしたためである。これに対して、歴史学・漢文学等の人文科学系教科の比重は、きわめて小さい(一五・二五%)。その理由は、たぶん当時の生徒は漢文学系統の素養は豊かに持っており、この分野を師範学校でとりたてて教授する必要性が乏しかったためであろう。

この他に注目すべき点として、初等一・二級を学ぶかたわら、その期間中に学校規則・教授法・制度法令を兼修することがあげられる。今日我々が教職教養と称しているこれらの諸教科は、明治一〇年代以降の師範学校においてはまさに中核的な存在であるのだが、まだこの段階では付随的な存在でしかない。しかし、師範学校の教則に教職教養が初めて登場したという意味では画期的なことと言えよう。制度法令というのは、「但シ本県及太政官」という説明があることから、おそらく、太政官公布の学制や文部省および各府県において出される諸々の布達類を、生徒が学ぶことを期待して置かれた教科であろう。

以上において、新設された余科の教則の内容を分析してきた。それでは、実際には、この教則によってどのような授業が展開されていたのであろうか。教師(スコット)と生徒の間に立って通訳をつとめ、自らも数学の教鞭をとっていた坪井玄道が、のちに四〇〇五〇年前の当時を回顧してその模様を語っているの

で、長いけれども紹介してみよう。

学科は正科と余科とあり、正科といふ方がスコット氏の授業で、英語と算術を教へた。而して先生の教授と、生徒の質問とを私が通訳したのである。余科は物理、化学、国語、漢文等の普通の学科で、之れは日本の教師が多くは翻訳書を用ひて教授した(10)。

其の時分の学科と今日とは丸で違つていて、今日では自分すらもあんなことであつたかと思ふ位であるから、今日の若い人達には逆も想像が出来ないようなことであつた、学科と云つても詰り読書が専務であつて、数学と云ふやうなことは少しやつたが、現に私が其の時分に数学の先生をして居つた、之を以て観ても学科のことは大概分かる、又物理化学など云ふものも、唯書物を読んで講義をしただけであつて、実験と云ふものは、一つも無かつたのである。(中略)……物理とか化学とか数学とか云ふやうな学科に付いては生徒が丸で初心

であったから其の教授に付いては生徒は比較的温和にして居ったが、漢字の授業になると前に申したやうに皆一塵(ちん)のいものであったから、最初良い先生を得られぬ勢もあつたらうが、始終生徒と教師がごたごたやう居った、それで漢学の先生は幾人変つたか知れぬ程変つた、詰り生徒が漢文に付いてはそれだけ進んで居つた結果と云ふことであつた、他の物理とか化学などと云ふものは、今日のやうに総て専門に偉い人が研究し実験してやるのではなく、唯書物を読んで其の講義を聴かした位であつて、今日から考へると実に可笑しい場合であつた。(中略)総てのことが幼稚であつた、現に校長が二十五歳で、私は二十一歳で通弁兼先生であつたから、之を以て観ても物を識つて居る程度が何の位であつたかと云ふことが能く分つて居る、唯新しいことを先きにしたと云ふだけであつて却つて先生よりも生徒の方に偉い人があつた位でありませぬ(11)。

(傍点は引用者)

坪井のこの回想記には、授業の実状がよく表わされている。どうも、これによると、教則どおりに授業が行なわれてはいなかつた、というのが実態のようである。たぶんそれは、物理・化学・算術などの教科を十分に教授できる教師が師範学校になかつた、という事情によるものであつたに違いない。しかし、たとい「唯書物を読んで其の講義を聴かした位」の授業であつたとしても、それらの学問を小学校教師に必要な学力・知識として教授したという事実は、大きな意味をもつていたと言ふことができる。

二 一般 教養科目の必修化

——予科・本科制(明治七年四月〜一一年六月)——

一八七四年(明治七)四月に教則の改正があり、前年六月から施行されていた余科(撰択)・本科制は廃止され、名称を余科から予科に改めてこれを必修とし、予科・本科という制度がとられるようになった。

従来の余科は、既に見たように本科すなわち授業法の演習の合間に、余裕のある者が学ぶことになつて居た。しかし、今回の改正によつて、生徒全員が、予め小学校教師として必要と思われる学科(予科)を修め、予科を修了して後に本科へ進み、そこで授業法を実地に練習するシステムになつた。

一般教養・専門教養を履修する予科を必修にしたことは、ほとんど授業法の伝習と小学教則に示されている教材の伝授に終始して居た従来の教則からの大転換

を意味する画期的な改正と言ふことができる。

教則の改正は、明治七年四月の改正以降、同年一月、八年三月、同年九月と、およそ半年毎に行なわれて居るが、主な改正点は、予科・本科という制度の枠内での教授科目の存廃、時間数の増減などである。

九年四月に中学校教員養成の中学師範学科が併設された。一〇年七月、二年ぶりに小学師範学科の教則が改正され、修業年限が二年から二年半に延長され、教授内容のレベル・アップが図られている。しかし、この改正教則も一年後には廃止され、新たな原理によつて改革されていくことになる。

本節では、明治七年四月から一〇年七月までの教則の変化とその特質をみていくことにする。

(一) 中学校にはば対応した科目と内容

——明治七年四月改正の教則——

明治六年一〇月に第二回目の入学試験が行なわれたが、試験科目に新たに物理学が加えられた。その内容は、当時物理学の教科書として一般的に使われていた『物理階梯』の内容についての口頭試問であつたが、第一回目の試験(明治五年八月九日)では自然科学系統の科目は全く無かつたから(12)、これ以降に入学してくる師範学校生徒の学力・教養に、おのずから変化があらわれてきたであらうことは推測に難くない。

明治七年四月に教則改正があつた時点で、在校生徒総数九六六人、そのうち五二人は六年一〇月に入学、三二人は七年二月に入学(残りの六人は不明である)。生徒の平均年齢はおよそ二三歳、そのうち約七割が元士族の出身、あとの三割は平民であつた(13)。

開校当初からの教師スコットと校長諸葛信澄はそのまま在職中であるから、今回の教則改正もたぶん二人が中心になつて行なつたものであらう。

表2と表3を見ていただきたい。改正された教則の内容を履修して行く順序に羅列したのが表2、それを表にあらわしたものが表3である。

表2 明治七年四月改正 予科教則

第四級	
一 地学	一週六時
日本地理小誌	琉球新誌
一 史学	一週六時

一	理学	皇朝史略	一週六時
一	数学	クエッケンボス氏物理学	一週六時
一	数学	加減乗除	諸等 分数
一	数学	比例	開平 開立
一	習字	同	一週三時
一	地学	第三級	一週六時
一	史学	輿地誌畧	一週六時
一	史学	十八史畧	元明史畧
一	理学	化学入門	一週三時
一	文章学	正文文章軌範	一週三時
一	数学	代数	一週六時
一	習字	同	一週三時
一	史学	第二級	一週六時
一	史学	泰西史鑑	西史綱記
一	博物学	博物捷徑	萬国新史
一	文章学	理学摘要	一週三時
一	文章学	八大家文格	一週六時
一	数学	代数	幾何
一	授業法	授業ノ方法ヲ授ク	一週十五時
一	修身学	第一級	

生	經	修	授	博	文	習	畫	数	理	史	地	学級	
												科目	級
生理	經濟	修身	授業	博物	文章	習字	畫学	数学	理学	史学	地学	第四級	時数
發蒙	原論	論	法	学	学	学	学	学	学	学	学	第三級	時数
六	六	三	一五	三	三	三	三	六	三	六	六	第二級	時数
六	六	三	三	三	三	三	三	六	三	六	六	第一級	時数
6	6	3	15	3	3	6	6	30	9	18	12		

表3 明治七年四月改正予科教則

一	經濟学	修身論文部省版	一週六時
一	生理学	經濟原論	同
一	数学	生理發蒙	同
一	記簿法	三角法	一週三時
一	諸科復習	授業法	一週六時
一	授業法	教導說	每週交番

右卒業ノ上試験ヲ經テ卒業証書ヲ与フ

授業実地演習ノタメ附属小学ノ生徒ヲ受持タシム

表4 中学教科(「学制」第29章)と師範学校教則の科目の対照

下等中学教科(14~16歳)				上等中学教科(17~19歳)			
科目名	※註1	備考	科目名	※註1	備考		
1 国語	△	(文章学)	1 国語	○			
2 学学	○		2 学学	○			
3 学学	○		3 学学	○			
4 学学	○		4 学学	○			
5 学学	○		5 学学	○			
6 外国語	×		8 外国語	△	(数学、第二級)		
7 外国語	○		9 幾何	○			
8 外国語	○		10 代数	○			
9 外国語	×		11 簿記	○			
10 外国語	△		12 簿記	○			
11 簿物	○	(理学、第三級)	13 身量	×			
12 簿物	△	(化学入門)	14 身量	×			
13 簿物	○		15 身量	×			
14 簿物	△		16 身量	×			
15 簿物	○						
16 簿物	×						
「中学教則略」							
生理	○	※註2					
大體	×						

- 註 1. { ○印…師範学校の教則にある科目
 ×印…師範学校の教則にないが、内容的にそれに対応する科目
 △印…師範学校の教則にないが、内容的にそれに対応する科目
2. 生理学は、「中学教則略」で示されている。

このように、修業年限二年という点は変わりがないが、従来の初等・中等の区分をやめて二年間を四期に分け、第四級から順次第一級へ進級する仕組みになった。また、本科は、従来予科教則から切り離して表記されていたのが、この教則以降は、予科教則第一級の最後の部分に「実地授業」という新しい名称で組み込まれている。このことは、あるいは、授業方法を授業内容と切り離して教えるので

毎週教授時数	実地授業〔本科〕	諸科復習	筆記法
30			
30			
30			
30			
30			
120		六三	六三

はなく、方法を内容と関連させながら教えていくことの必要性・重要性を自覚しつづけたこと、の現われであるのかもしれない。

今回改正された教則の大きな特色の一つは、そこに示されている科目が、「学制」(明治五年)の「下等・上等中学教科」とほぼ一致していることである。そのことを、具体的に説明しよう。表2・3で分かるように師範学校の教則中の科目を全部あげてみると、地学・史学・理学・数学・国学・習字・文章学・博物学・授業法(講義形式の)・修身学・経済学・生理学・記簿法・諸科復習・授業法(実地演習の)である。次に、「学制」に示されている^上等中学教科の科目をみてみよう。「学制」第二十九章には、「中学ハ小学ヲ経タル生徒ニ普通ノ学科ヲ教ユル所ナリ」(傍点、引用者)として、表4のように中学教科の科目を掲げている(14)。

この表4からも明らかなように、師範学校教則を「学制」の中学教科と比較対照してみると、両者の科目が対応していることがわかる。とりわけ下等中学教科とは、ほとんど対応している。上等・下等中学教科にあって師範学校の教則中にない科目は、外国語学・古言学・測量学・奏学(以上、下等中学)、畷圃・重学・動植物質鉱山学(以上、上等中学)であるが、これらも全て、後の教則改正(15)でとり入れられるようになった。このように、師範学校予科の教則に示されている科目は、中学教科、すなわち中等学校レベルの「普通ノ学科」(「学制」第二十九章)を教授内容としている、と言うことができる。

中学教科との対照でみれば、当然のことながら師範学校本科、すなわち授業法および諸科復習は、中学教科にはみられない師範学校の教則に独自の科目である。以上の考察から、師範学校の教則の構造を端的に表現すれば、△「普通ノ学科」+授業法▽ということができよう。

では次に、学科中どの分野、どの科目が、どの程度の比重を占めているかを、授業時間の配分率によって調べてみることにする。なぜなら、このことをみることによって、小学校教師にどのような専門教養・知識・技術が要求されているか、おおよそその見当がつくと思われるからである。

やはり授業法の時間が断然多い。第二級では週の半分が授業法の講義に当てられ、第一級では授業時間外に毎週交替で附属小学校で実際に授業をするようになってくる。一般・専門教養科目を履修する時間が設けられたとはいえ、授業法についての講義と実地に授業のトレーニングをうける時間が、教則全体の中でなお中心的な位置を占めている。

一般・専門教養科目の中では、数学の授業時間数がもっとも多く、第四級から第一級までの全授業時間数一二〇時間中二七時間（第一級の記簿法の三時間を含む）二二・五％を占めており、毎級に置かれている唯一の科目である。

次に多いのは、自然科学系の科目（理学・博物学・生理学）と史学（日本史・中国史・世界史）で、どちらも一二〇時間中一八時間（一五％）である。当時に於いては、自然科学系統の学問分野が非常に開かれていたことを考えると、その系統の科目が多いことは当然のことであつたと思われるが、史学も同じ比率であつたことは興味深い。

これに次いで地学の二二時間（一〇％）がくる（ここでいう地学は人文地理学の内容である）。史学が重視されていると同様に、目を広く欧米に向けようとしていた当時の風潮の反映であらう。

逆に、時間数の少ない科目は修身学と文章学で、それぞれ三時間（二・五％）である。修身学が極端に軽く扱われていることは、明治一〇年代半ばまでの東京師範学校における大きな特色である。明治七年一月の教則改正以降全く姿を消し、一〇年七月の改正でわずかに復活するのみである。これは、従来の儒教道徳に対する強い反発の反映ではないかと思われる。また、文章学すなわち漢文の時間が著しく少ないのは、入学してくる生徒の漢学の素養が高かつたことによるものであらう。しかし、これほど時間数が少ないのはこの時の改正教則だけで、半年後の七年一月以降は比率はぐんと高くなつてゐる。

以上、分野別・科目別の授業時間の比率をみてきたが、比率の高い順に科目を並べてみると、①授業法②数学③史学④地学⑤理学⑥生理学・経済学・画学・習字・諸科復習⑦博物学・文章学・記簿法・修身学となる。

最後に、この教則の大きな特徴点として、授業法の履修方法を二つあげておこう。第一に、教育学の講義がはじめて設けられたことである。まず第二級で授業法の講義をうけ、次いで実地に授業の練習をし、かつその間に『各科教導説』（英人チャンプル著、筑作麟祥訳、明治五年一〇月文部省刊）という教育学書をテキストにした講義をうけるのである。単に授業法を習得するだけでなく、併せて教育学の理論をも学ぶことになつたわけである。（しかしこれ以降は、明治一二年二月の改正まで教育学関係の講義は再び姿を消しているから、授業法の中に教育学の講義を置いた今回の改正は、より大きな意味を持つといえよう〔16〕）。第二に、授業法の伝習は、それまでと違って専ら本科の教師が行なうようになったということがある。六年五月制定の師範学校校則中の教則では、生徒を上等生・下

等生に分けて、上等生が教師の代理として下等生を教えるという形もとられていたのであるが、そういう形式はこれ以降廃止されたのである。

(二) 漢学・語学の重視と質問・復習時間の新設

明治七年一月改正の教則

授業法を担当していた教師スコットが、任期満了により東京師範学校を去つた（七年八月）のち、最初の教則改正が同年一月に行なわれた（表5）。「ちなみに、この頃の教職員、学生の構成をみると、学校長（諸葛信澄）一人、事務史員四人、教員六人、諸雇一三人、以上教職員総数二四人。在学生徒数は、第四級一六人、第三級四四人、第二級二三人、第一級一九人、合計一〇一人である」〔17〕。

表5 明治七年一月改正教則

学級	漢学		数学		習字		物理		生物		画学		博物学		語学		授業法		経済学		記簿法		諸科復習		
	時数	第一級	第二級	第三級	第四級	時数	第一級	第二級	第三級	第四級	時数	第一級	第二級	第三級	第四級	時数	第一級	第二級	第三級	第四級	時数	第一級	第二級	第三級	第四級
第四級	12	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
第三級	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
第二級	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
第一級	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
合計	12	18	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24

毎週教授時数	30	30	30	30	120
--------	----	----	----	----	-----

※ 独見指定書目

第四級	第三級	第二級	第一級
地学 日本地理小誌 6 琉球新誌 3 輿地誌略 1.5 天然地理学 1.5	史学 国史攬要 6 十八史略 1.5 元明史略 3 泰西史鑑上篇 1.5	史学 泰西史鑑中篇 6 西史綱記 万国新史 合衆国小史	政事学 真政大意 2 性法略 修身学 修身論 授業法 教導説
			2
			6

この教則は、たぶん諸葛校長を中心に、同校卒業後教員として留まった(18)金子尚政、城谷成器(いずれも六年七月第一回卒業生)、安場正房(七年六月第三回卒業生)らによって編成されたものと思われるが、スコットという指導者が去ったためか、従来の教則とも、あるいは八年以降の教則とも大きく異なる点がいくつかみられる。

まず第一に、「授業法」という科目の授業時間数と教授・学習形式に大きな変化があった。今回の教則では、第一級に「毎週交番附属小学ノ生徒ヲ教授セシム」、独習指定書の第一級に『教導説』とあるだけである。これを前教則(同年四月改正)と比較対照してみると、前教則には第二級に一五時間「授業法」の時間が組まれているが、今回の改定では全部削られて、教師が一斉教授の形式で教える「授業法」は一時間もなくなった。その代わりに、独習課程の第一級に『教導説』を掲げたのであろうが、どうしてこのように「授業法」の授業時間を全く無くしてしまったのであろうか。あるいは、「授業法」を担当していた教師スコットが退任して間もない時期であるので、適当な後任がまだ見つからなくてやむなくとられた措置であったのかもしれない。この形は翌年九月の改正まで続いた。

第二に、「授業法」の第一級に、時間割の中に授業時間は割り当てられてはいないが、はじめて「毎週交番附属小学生徒ヲ教授セシム」と内容が具体的に明記された。正規の時間割の合間をぬって附属小学校生徒を対象にして授業を奨励するということは、実際には、前回(七年四月)の教則改正の時から既に行なわれていたが、前回の教則では「同上(註・授業ノ方法)毎週交番」と簡単に記されていたにすぎない。今回のような表現形式と内容は翌年(八年)三月の改正の時

もそのまま踏襲され、同年九月の改正まで続く。

次に、一般・専門教養科目をみてみよう。これにもかなり変化があった。前教則にあった科目はそのまま全部受け継がれているけれども、地学・史学・修身学および授業法の一部は、正規の教則表からははずされて自習科目に移されている。その結果、これらの科目の比重は、結果的には軽くされたといつてよいだろう。また、文章学、理学を、漢学、物理学とそれぞれ名称を変更しているが、内容的な変化はない。

新設された科目は、質問・体操・語学・地学(天然地理学)・政事学の五科目である。

- 第四級から第一級までの科目別授業時間数をみると、多い順に①質問二四時間(二〇%) ②自然科学系統の科目——物理学・博物学・生理学・地学(天然地理学)、合わせて二一・五時間(一八・七五%) ③数学(記簿法を含めて)二一時間(一七・五%) ④漢学が語学と合わせて一八時間(一五%) ⑤諸科復習一五時間(一二・五%)となっている。

「質問」という新設科目は、第四級から第一級までどの級にも置かれている唯一の科目で、しかも時間配分も一番多い。ただしこの科目は、他の科目と異なっていて、指定された本を生徒が独習して、わからない点や疑問点があったら質問するという時間であった。したがって、この授業時間が有効に生かされるか否かは、生徒がどの程度積極的・自発的に自習するかにかかっており、その意味で、配当時間の比率どおりの効果があがっていたか否かは不確定である。質問という授業科目に包括された科目(地学・史学・政事学・修身学・授業法)は、政事学と修身学を除いていずれも従来の教則では大きな比率を占めていたが、今回、自習にまわされたうえ、さらに時間数も減少している。修身学もこれまで三時間しかなかったのであるが、今回、自習にまわされ、さらに時間も二時間になっていく。今回の改正では、科目そのものが姿を消す(表6参照)。

地学において、世界地理の分野(『輿地誌略』)が六時間から一・五時間に減少している点が特に目立つ。史学は、三分野全体が減少しているのであるが、その中では、日本史と世界史がとくに減少しており、世界史の比率が相対的に高くなっている(表7参照)。

注目すべき新設科目に政事学がある(質問・独見指定書)。明治前期の東京師範学校の教則において、政事学が設けられたのは翌年九月の改正までのわずか一年足らずのこの期間だけである。教科書には、立憲政体、天赋人權を説いた加藤弘

表 6

	7年4月の教則	今回(7年11月)の教則
地 学	12時間	6時間 (自習)
史 学	18 "	12 " (")
修身学	3 "	2 " (")
授業法 (教授 業導 法説)	0 "	2 " (")

表 7

	7年4月の教則	今回(7年11月)の教則
日 本 史	33% (6時間)	12.5% (1.5時間)
中 国 史	33% (")	25% (3時間)
世 界 史	33% (")	62.5% (7.5時間)

之の『真政大意』(明治三年)とビジャリン著・神田五格訳『性法略』(発行年不明)が用いられている。自由民権論につながる著書が師範学校用教科書として採用されていたところに、この時期の啓蒙的教員養成路線があらわれている。

今回の教則の最大の特徴は、漢学・語学・諸科復習の時間が大幅に増加した点とである。漢学(旧称・文章学)は三時間から一挙に四倍の一二時間になり、同一系統の語学の六時間を加えれば、一八時間(六倍)にもなる。漢学・語学がこれほど増加された理由は何であろうか。それについて、東京師範学校が明治一三年に編纂した『自第一学年東京師範学校沿革一覽』は、次のように述べている。

斯ク文章学ノ最大数ニ達セシハ当時当校ノ意最モ語学ニ在テ弁説ノ爽否語尾ノ正誤ハ大ニ影響ヲ教授上ニ及ホス故ニ務メテ生徒ニ文章学ヲ講義セシメ旁ヨリ之ヲ矯正シタルニ由レリ(19)

教師の話し方の技術の訓練、すなわち発音や発声の仕方を矯正することを目的として漢学・語学の演習を重視した、というのである。これは、教授学の観点からみて、きわめて注目すべき点である。漢学・語学の教養を学ぶことは一般教養・専門教養を学習するうえで不可欠の前提となるものであるが、ただそれだけの意義づけにとどまっていけない訳である。教授技術の向上に留意してそれらを重要視

したというこの事実、教員養成を目的とする師範学校独自の教則編成に自覚的に努力していたことを意味するものと言つてよい。

また、諸科復習の時間を六時間から一五時間に増加した理由については、先にふれた『沿革一覽』は次のように述べている。

復習ノ最大数ニ登リシハ学科ノ繁多ナル生徒ノ忘失ヲ生シ易キヲ以テ自ラ此ニ注意シ来ルニ由レリ(20)

この説明から察するに、従来の教則(七年四月)は、全体に、生徒にとってかなり負担の大きい過密なカリキュラム編成であったようである。「繁多な」授業内容を、ゆとりをもって十分こなせるようにするための配慮から、最上級の授業時間の半分を諸科の復習にあてたというのである。しかもさらに、既にふれたように地学・史学などが自習にまわされたのであるから、生徒の負担はかなり軽減されたと思われる。

次に、自然科学系の科目をみてみよう。これまでより物理学が三時間、自然地理学が一・五時間増加して、全体で一八時間から二二・五時間へと増加しているが、この系統の科目は相対的には常に高い比率を占めていたので、それほど大きな変化とは言えない。数学関係では、代数が六時間削減された。

体操という科目がこの教則から初めて登場した。「体操」がいったいどんなものであるか皆目見当がつかない人が多かった当時、「学制」に示されている体操の科目を指導するためには、この科目は師範学校においても不可欠のものであった。折しも、この年(明治七年)七月文部省から、教師用『体操書』全六冊(仏人ベルギ著・石橋好一訳)が出版され、それまでの保健体操の図解手引きしかなかった段階とくらべると、体操を教授し学習する条件はしだいに整いつつあった。

(三) 単独の子科を新設

—— 明治八年三月改正の教則 ——

八年三月に改正された教則は、前年一月から施行された教則に多少の修正が加えられた程度で、さほど大きな変化はみられない。

とはいえ、この時、従来の予科を履修して本科へ進むコースとは別個に、入学試験制度の改革によって、修学年限一年の単独の子科が新しく設けられ、その教則が創定されるという改革があった。

では、まず従来の予科、本科の教則について、その改正点をみていこう。

改正された教則は、表8のとおりである。
表8 明治八年三月改正教則

(1) 従来の教則の改正

科目	学級				
	第四級	第三級	第二級	第一級	時教
漢学	文章軌範 作文	代数・幾何	三角法		12
数学	比例・開 法・代数				6
習字	但 見書※6	同上	同上		6
物理	?	物理全志 化学入門 初編 人身窮理	?		6
生理		3			3
博物		3			3
語学			詞八衢 詞瓊編 詞通路		6
授業法			?		6
経済学				毎週交番附属 小学ノ生徒ヲ 教授セシム	
記簿法				経済論	6
法律学				新律綱領 改正律例	3
諸科復習					6
毎週教 授時数	30	30	30	30	15
					120

※ 独自指定書目

史学	6	史学	6	史学	6	政事学	1
第四級		第三級		第二級		第一級	

日本地理小誌 琉球新誌 輿地誌略	国史攬要 泰西史鑑 上篇	泰西史鑑 中篇 西史綱紀 萬国新史 合衆國小史	真政大意 性法略 修身学 修身論 授業法 教導説
6			

改正点について、『自第一学年 至第六学年 東京師範学校治革一覽』(明治一三年)は次のように解説している。

- 一 第四級 文学中八大家文格ヲ廢シテ作文セシム 但作文ハ通俗字ヲ交綴ス
- 一 同級 地学中天然地理学ヲ廢ス
- 一 第三級 物理学中クニツケンホス氏物理学ヲ廢シテ物理全志ヲ読マシム
- 一 同級 史学中十八史畧元明史畧ヲ廢ス
- 一 第一級 法律学ヲ設テ新律綱領改正律例ヲ読マシム

右の順にもう少し詳しく改正点をみていくと、第一に、漢学の教科書中、『八大家文格』の使用を廢めて、替わりに作文の時間にあてた。その内容は「通俗字ヲ交綴」するといふものであった。作文も、漢文調から通俗文調へとしだいに移り変わってきている。三ヶ月後に行なわれた入学試験の作文も、従来の論策・漢文和解から「時勢ニ隨ヒ翻訳体ニ改メ」改められている。第二に、地学の教科書に指定されている『日本地理小誌』『琉球新誌』『輿地誌略』はいずれも人文地理学系で、前年一月の教則改正で採用されたばかりの唯一の自然地理学系の教科書『自然地理学』(米人コルネル著・鳥山啓訳、明治六年)が廢止された。第三に、物理学の教科書に、發行されたばかりの『物理全志』(宇田川準一訳、明治八年)が採用された。物理学の授業は、明治六年から訳者の宇田川が担当し、米人クエッケンボス(Quackenbos)『Natural philosophy』を翻訳して教授するという内容のものであったが、その教授内容をまとめて著わしたのが本書である(22)。この本は、以来明治一六年八月まで物理学の教科書としてずっと使用され続けた。第四に、自習書中第三級の史学から『十八史略』と『元明史略』が削除され、これに中国史関係は全くなくなり、史学の比重はいっそう小さくなった。第五に、新たに法律学が第一級に設けられ、教科書として、はじめての全国的な統一刑律典である『新律綱領』(明治三年制定)と、その修正増補版として六年に制定された『改正律令』が用いられることになった。前回の教則改正で政事学が新設され、今回の改正で法律学も新設されることになった。

だが、わずか六ヶ月後の九月の改正で、これら二つの科目はいずれも削除されてしまったのである。以降一六年八月に本邦法令という科目が設けられるまで、この系統の科目は全く見当らない。これはどうしてであらうか。重大な点であるが、今のところがかりとなり得る確かな資料がないので、不明である。
以上が、八年三月に改正された点である。

なお、この教則改正を最後に、初代校長諸葛信澄は大坂師範学校へ転出した。

(2) 単独の予科の教則

従来の予科(本科の外に、修業年限一年の予科が今回新設されたことは既に述べた。それに伴い入試の方法も改革され、八年三月の入試で合格した三人のうち二〇人は、この新設された予科の生徒として入学を許可されたものである。単独の予科の教則として新しく定められた教則が表9である。

表9 新設された予科の教則(明治八年三月)

一 史学	皇朝史畧 綱鑑易知録	一週廿四時
一 数学	一週六時	前半期
一 史学	日本外史 綱鑑易知録 明鑑易知録 清鑑易知録	一週十八時
一 数学	一週六時	後半期
一 畫学	同 三時	
一 習字	同 三時	

(明治八年七月廢止)

一年間のうち、前半期は、史学と数学だけを学ぶことになっている。史学は週二四時間で、日本史を『皇朝史畧』で、中国史を『綱鑑易知録』で学ぶ。

後半期は、史学・数学・畫学および習字を習うことになっている。史学は週一八時間のうち、日本史(『日本外史』)四・五時間、中国史(『綱鑑易知録』明鑑易社録『清鑑易知録』)一三・五時間、他は、表に示されているとおりである。

前半期と後半期を合わせて、科目別の授業時間数の比率をみると次のとおりである。

史学(日本史・中国史)	70%(42時間)
数学	20%(12時間)
画学	5%(3時間)
習字	5%(3時間)

日本史・中国史が、年間総授業時間数六〇時間中四二時間、七〇%を占めている。これは、従来からある予科教則において、史学は「独見指定書」の第三、第二級にそれぞれ六時間ずつあるだけであること、しかも、指定書六冊中五冊は欧米史で、日本史は一冊だけ、中国史は全くないこと、と関連していると思われる。換言すれば、新設された単独の予科教則では、史学は日本史・中国史中心で欧米史が全然無い。そこで、従来からある予科教則において六冊の指定書中五冊までを欧米史関係にあてたのではないだろうか。

教則に示されている数学は、江戸時代までの和算にかわって明治になって輸入された洋算すなわち西洋数学のことであろう。数学の学力を高める努力は教則の改正の度ごとに授業時数に若干の変動はあるものの、一貫して払われている。

単独予科の教則は以上のようなものであったが、所期の目的を達成できなかったためか、わずか半年間で廢止されている(同年七月)。それに代わるものとして「試験生」を置く制度が定められた(すなわち「新ニ入校ヲ許ス者ハ当分試験生ト定メ其学業ノ優劣ニ從テ各級ニ編入スヘシ」)⁽²⁸⁾。

(四) 第一級は専ら授業の実習

明治八年九月改正の教則

今回(八年九月)の教則改正時には、開校当初からの三人の中心メンバーはそれぞれ転出していった(教師スコット七年八月、校長諸葛信澄八年四月、通訳兼数学教師坪井玄道八年(月、不明)。諸葛校長の後任には、八年五月同校教諭小沢圭次郎が校長補(その後間もなく校長心得)として昇任した。これと同時に、明六社の社員箕作秋坪が、撰理という肩書で参与することになった。

また、この頃になると、中学校へ進学する者が漸増してきたため、八月に中学校教師の養成を目的とする中学師範学科が併設され、慶応義塾の教師小幡篤次郎

表11

	西洋史	中国史	日本史	計
7年4月	6時間	6時間	6時間	18時間(15%)
7年11月	7.5〃	3〃	1.5〃	12〃(10〃)
8年3月		0〃		12〃(10〃)
今回	21〃	8〃	4〃	24〃(20〃)

表12

	物理学	生理学	博物学	化学	計
7年4月	6時間	6時間	3時間	3時間	18時間
7年11月	6〃	3〃	6〃	6〃	21〃
8年3月	6〃	3〃	6〃	6〃	21〃
今回	9〃	2〃	3〃	3〃	17〃

表13

	地理学
7年4月	12時間
7年11月	6(〃)
8年3月	6(〃)
今回	6(〃)

但し
(自習)

降は、この型がずっと受け継がれていくことになる。
 授業法と実地授業の時間を合わせると一二〇時間中の三六時間を占めるに至り、七月四月に予科一本科制度がとられて以来、最大の比重となった。
 第二に、一般・専門教養科目の中では、前回の改正で減少した史学が大幅に復活して、全体の二〇%になっている。なかでも第三級の西洋史は、史学の分野の半分を占めている。西洋史にこれほど時間が割かれたのは、はじめてのことである(表11参照)。
 第三に、自然科学系の科目(物理学・化学・生理学・博物学)は、多少減っているが、全体としてほとんど横ばいと言ってよい。物理学は、従来ずっと六時間であったが、今回の改正で三時間増加して、この分野における比率を高めた。逆に、生理学・博物学・化学は減少している(表12参照)。また、今回から化学が物理学から分化・独立した。
 第四に、前々回と前回は自習科目にまわされた地学が、今回地理学と改称されて授業の正式科目に復活した(表13)。

表14

	漢学	語学	作文	計	数学	算術	記号法	計
7年4月	3時間	—	—	3時間	18時間	6時間	3時間	27時間
7年11月	12	6	—	18	14	4	3	21
8年3月	6	6	6	18	14	4	3	21
今回	0	3	3(文学)	6	9	9	3	21

表15

明治十年七月改正 小学師範学校教則

学級	教科目			
	第五級	第四級	第三級	第二級
第一年前半期	日本地誌要略 輿地誌略	天然地理書	皇朝史略 統緒要	清史要略
第一年後半期	古代西史綱要 近世西史綱要	皇朝史略 統緒要	皇朝史略 統緒要	清史要略
第二年前半期	物理全志 小学化学書 小学算術書	代数学中編 代数学	代数学	代数学
第二年後半期	同附録代数学 四マデ	同附録代数学 二卷マデ	同附録代数学 二卷マデ	同附録代数学 二卷マデ
第三年前半期	数学 習字	数学 習字	数学 習字	数学 習字

く改定されてきた師範学校教則も、試行錯誤、暗中模索して、ようやく一定の編成方式を編み出したかにみえる。
 明治六年六月の第一回教則改正以来、実に六回目の教則改正が、一〇年七月に行なわれた(表15)。
 この教則は、修業年限が六ヶ月延長されて二年半となったほかには、八年九月以来施行されてきた教則とそれほど大きな変化はみられない。目まぐるしく

第五に、表14で明らかのように、漢学が今回無くなり、文学(内容は作文)が設けられた。語学は半減し、結局この分野は、前回、前々回の三分の一に減った。史学とともにこの分野の時間数は増減の変化が大きい。
 史学と漢学の時間数の配分がきわめて試行錯誤しているのは対照的に、自然科学・数学系の科目の時間配分は安定している。
 なお、諸科復習・政事学・法律学および漢学は削除された。
 (b) 授業法の重視と新しい教科書の採用
 — 明治一〇年七月改正の教則 —

授業法	授業法	同上	同上	
作文	作文	同上	同上	
体操	体操	同上	同上	
生理学	弗氏生理書	同上	同上	地
博物学	具氏博物書	同上	同上	
算術術	加減法	乗除法		
画学	手本	同		
記簿法	単記	英紙経済論		
経済学				
修身学			修身論	実

修業年限は、六年六月に余科教則が制定されて以来ずっと二年であったが、今回半年延長されて二年半となった(24)。これに伴い、学期は五期制となった。

今回の教則には授業時間数が示されていないので、分野別・科目別の比重を正確に知ることはできない。

この教則の特色は、多くの教科目で新刊の教科書を採用して内容の充実を図っていることである。八つの科目で新しい教科書(全部で一七冊)を採用しているが、その教科書は次のとおりである。

地学 五級『日本地誌要略』全六冊、大槻修三著、明治八年一〇月初版、一〇年六月改正版および再刻版。三級『天然地学書』この本は、海後宗臣・仲新編集『近代日本教科書総説・目錄篇』には載っておらず、この書名で実際に出版された本があるかどうか不明である。

史学 五級『古代西史綱要』米人ウイイルソンの“Outline of History”(一八六〇年)の翻訳と思われる。出版年月不明。四級『近世西史綱要』同上。『英氏』三級『仏国史略』二級『万国史略』『統十八史略』『統国史略』『清史要』

化学 五級『小学化学書』市川盛三郎訳、明治七年一〇月文部省刊、英国一流の科学者 Sir Henry Enfield Roscoe の書いた“Chemistry”(一八七三年)の訳書で、物理学史研究者の板倉聖宣に「当時の革命的な科学教科書」と高く評価されている書である。

数学 五〜四級『小学数学書』全五巻、巻一は明治七年七月文部省刊、巻二〜五は一〇年刊。四〜三級『代数学』明治一〇年刊、Robinson の“New University Algebra”を石川長次郎が全訳(『日本科学技術史大系』の二八九

ページ参照)。

生理学 四級『弗氏生理書』七巻、アメリカのヘチソン(弗知遜)の生理および保健衛生書の訳書、明治八年文部省刊。「中等レベルの教科書」(板倉聖宣)。

博物学 四級『具氏博物学』明治一〇年七月刊、全一〇冊。
 経済学 三級『英氏経済論』
 授業法 二級『小学教授論』著者も出版された年も不明。

以上のように、教授内容のレベルが、全体として中等学校のそれに近づけられていることがわかる。教科書としてふさわしい本が出揃ってきたことや、それを教授できる教師陣が充実してきたことなどが、その背景にあったのではないかと推察される。

では次に、今回の教則のその他の特徴点をみていこう。
 第一に、第一級を専ら実地授業にあてたほかに、五級から二級まで各級に「授業法」の授業(講義)が設けられたことである。このように、全級に授業法が置かれたことは、これまではなかったしこれ以後もない。授業法の重要視をうかがうことができる。

第二に、史学は、従来日本史↓中国史↓西洋史の順序に学んでいたが、今回はじめて西洋史から学び始めることになったことである。その西洋史も、従来は近代史を扱っていたが、それは自習書にまわして、古代史・近世史を対象とするように変わった。

第三に、教則中、数学には従来教科書が示されたことがなかったが、今回はじめて、『小学数学書』と『代数学』が指定されている。
 また、前教則(八年九月から施行)で数学から分枝・独立した算術が廃止され、代わりに「算術術」すなわち珠算の授業が設けられた。明治八年六月和算家の遠藤利貞が教師として招かれてから、珠算の授業が、筆算・暗算とともに本格的に行なわれていたが、遠藤が間もなく同校を退いたためであろうか、次回(一一年七月改正)の教則には算術術という科目はない。

第四に、一時非常に重視された文学(旧称漢学)・語学が、いに全廃された。わずかに、八年三月の改正で文学の授業の中で扱われた作文が、今回独立科目となり、この系統の科目を継承しているにすぎない。

第五として、新設科目が一つもないことである。これは、はじめてのことである。

ところで、この教則も、翌一八七八年(明治一二)から着手された東京師範学校の画期的な改革によって、全面的に改正されることになった。とりわけ一八七九年二月に改正された教則は、従来の教則とは根本的に異なる特質をもった注目すべき内容のものである。その分析は、もはや紙幅が尽きたので、機会を改めて行なうことにする(25)。

註

(1) 拙稿「播磨期の東京師範学校の教育課程(一)―明治前期教員養成史研究―」(長野県近代史研究)第一〇号、一九八一年所収。参照。

(2) 『文部省第一年報』明治六年、一五〇丁。

(3) 東京文理科大学・東京高等師範学校『創立六〇年史』昭和六年。

(4) 『文部省第一年報』明治六年、一五〇丁。

(5) 「文部省布達」第六三三号、明六年五月五日。

(6) 教則は、『自第一学年至第六学年』東京師範学校沿革一覽』明治一三年に拠る。以下の教則もすべて同様。

(7) 註(4)と同じ。

(8) 註(6)の中にみられる表現。

(9) 註(3)の九ページ。

(10) 坪井玄道「創業時代の師範教育」『教育五十年史』大正一一年所収。

(11) 坪井玄道「四十年前の師範教育」若溪会『教育』第三四四号(東京高等師範学校創立四十周年記念号、明治四四年一〇月三〇日所収)。

(12) 註(1)の六七ページ参照。

(13) 註(6)より算出。

(14) 「学制」発布直後の明治五年九月八日に出された「中学教則略」も、示されている科目はほぼ同じである。

(15) 一八七九年(明治一二)二月の改正。

(16) 明治七年一月に改正された教則において、「独見指定書」(つまり独習書)の中に『教導説』があるが、授業の時間割に組み込まれてはゐない。

(17) 『文部省第二二年報』明治七年、三五五ページ。

(18) 註(3)の一九四ページ。

(19) 註(6)の五ページ。

(20) 同右。

(21) 註(6)の一八ページ。

(22) 宇田川準「物理小志」明治一四年の緒言に、「予嚮キニ東京師範学校ニ奉職ノ時、物理書ヲ口訳シテ之ヲ該生徒ニ教授セシニ校長諸葛信澄氏之ヲ上梓シテ物理全志ト名

ツケテ該校教科書ニ編入セル」とある。

(23) 東京師範学校「通則」第九条。

(24) 但し、「学力優等ニシテ進歩速ナル者ハ此限ニアラス」と但し書きが付いている。

なお、同時に改正された中学師範学校教則では、修業年限が二年制から一挙に三年半制に延長された。

(25) その一部は、拙稿「オスウィーゴ―運動と東京師範学校の改革(一八七九年)」、長野県短期大学『紀要』第三五号、一九八〇年所収。

(一九八二年八月)